

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 3月30日現在

機関番号：62501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520604

研究課題名（和文） 室町期禁裏・室町殿統合システムの基礎的研究

研究課題名（英文） The fundamental study of the unification system KINRI and MUROMACHIDONO in the MUROMACHI period

研究代表者

井原 今朝男（IHARA KESAO）

国立歴史民俗博物館・研究部・教授

研究者番号：20311136

研究成果の概要（和文）：1501年後柏原天皇即位式財政帳簿である即位下行帳をはじめて発見・公開し、中世禁裏の財政運営が朝廷の儀式伝奏と幕府の惣奉行との関係者によって共同執行されていたことをあきらかにした。その結果、衰微した天皇の代表といわれ2年間即位式を執行できなかった後柏原天皇について、即位式準備の財政帳簿である即位下行帳をはじめて発見・公開・報告・分析し、中世禁裏の財政運営が幕府と禁裏との共同財政帳簿で運営されていた史実をあきらかにした。

研究成果の概要（英文）：The examination of the function of PiPe Roll in Japan under GOKASHIWABARA TENNOU, shows that, the Treasury as GISHIKI TENSOU and SOBUGYOU administered the financial affairs.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学 日本史

キーワード：中世史 社会経済史

1. 研究開始当初の背景

これまで中世天皇家には財政運営の帳簿類は存在しないとされてきた通説に反してはじめて、天皇家の財政帳簿の現物史料が存在したことをあきらかにしたい。中世禁裏の財政は、幕府財政に依存していたとする強固な通説がある中で、船橋清原家旧蔵史料に1501年後柏原天皇即位式惣用下行帳を発見し、禁裏と室町殿との共同の財政運営システムの解明に取り組もうとした。

（1）これまでは政治的権力を喪失した天皇・禁裏が幕府の財政に依存して年中行事や禁裏の財政運営を行っていたという歴史像が通説になってきた。本研究においては、蔵人で弁官をつとめて権中納言になった甘露寺親長の古記録・古文書を中核にして、後土御門天皇・後花園院の禁裏と室町殿義政と将軍家義尚の幕府とが、どのように合議をして共同意志を決定し、それを伝奏・蔵人弁官・官務・局務という公家官僚機構と管領・政所・奉行

人という武家官僚機構とがどのように共同執政を具体的におこなっていたかを解明する。

（2）公事執行における武家からの下行システムを具体化し、公方御倉と御料所と守護出銭の相互関係を解明する

2. 研究の目的

（1）中世天皇家は権力をなくし権威としての存在であり、幕府に政治的にも経済的にも依存していたという歴史像を批判するために、室町期における禁裏と室町殿の統合システムを解明し公武共同の官僚機構論を構築する。歴博所蔵高松宮家旧蔵禁裏本の「親長卿記」「還幸伝奏記」の書写本と、京都大学総合博物館所蔵勸修寺家文書の「還幸伝奏記」の原本を対比研究する。

（2）室町戦国期の禁裏は、財政的に幕府に依存していたとする歴史像を批判するために、公家関係史料の未刊行史料の発掘と公開をすすめる。船橋清原家旧蔵史料の即位下行帳の

原本の翻刻をおこなうとともに、伝来論をあきらかにする。

(3) 公武共同の経済基盤と共同による行政執行による財政運営の実体を解明する。禁裏御料所の所領経営について代官と武家奉行人や政所執事伊勢氏との関係、現地での荘園調査などを行う。

3. 研究の方法

(1) 禁裏と幕府との交渉をおこなった武家伝奏のほかに惣用伝奏・儀式伝奏の史料群とその命令を受け行政執行にあたった官務の大宮時元と惣奉行撰津元親の新出史料の分析を行う。蔵人で弁官をつとめて権中納言になった甘露寺親長の古記録・古文書を中核にして、後土御門天皇・後花園院の禁裏と室町殿義政と将軍家義尚の幕府とが、どのように合議をして共同意志を決定し、それを伝奏・蔵人弁官・官務・局務という公家官僚機構と管領・政所・奉行人という武家官僚機構とがどのように共同執政を具体的におこなっていたかを解明する。

(2) 船橋清原家旧蔵史料群の一部は、近世禁裏の出納平田家によって近世天皇の即位式準備のための先例調査として清原本が書写されて、平田家に伝来し、その書写本が平田家を経て宮内庁書陵部と田中穰氏旧蔵典籍古文書の中に伝来していることもあきらかにする。

(3) 公家と武家による共同の経済基盤と財政的共同執行の実態を解明する。公事執行における武家からの下行システムを具体化し、公方御倉と御料所と守護出銭の相互関係を解明する

4. 研究成果

室町・戦国期禁裏の財政運営は、伝奏切符の要請により幕府の奉行人が下書と連署奉書を出して公方御倉から支給するシステムで、「武家下行」といわれ「幕府政所が管理」し「幕府財政」に依存していたというのが今日の通説になっている。これは幕府政所研究など武家官制史の研究によって主張されてきたものであり、室町期公家官制史の研究にもとづくものではない。室町・戦国期の公家官制や禁裏の財政史研究が著しくおこなわれているのは、この時期の良質な原本史料が不足しているためである。

歴博には江戸時代の蔵人所出納職をつとめた平田職直書写の『讓即部類』という天皇即位関係記録群が所蔵され、それをつかっただけの研究も一部にはじまっている(田中穰氏旧蔵典籍古文書目録)。後土御門天皇が寛正六年(一四六五)十二月二十七日に即位式をおこなったときの「後土御門院寛正六年御即位記」、「文龜御即位記」「永正十五年御即位諸司注進帳及永正八年越前国所納帳」などがある。しかし、これらはすべて、江戸時代になって蔵

人所出納をつとめた大蔵大輔平田職直が「清家御記」を借用して寛永七年(一六三〇)他人に書写させた転写本であり、その史料群の由来や歴史的な性格などはわからない。そもそも室町・戦国期の蔵人所出納の活動をしめす史料が少なく、わずかに出納大蔵大輔安倍親成や中原職豊、永正八年当時出納中原職盛や天正期の職忠が確認できるにすぎない。近世の出納平田家の史料は明治三四年(一九〇一)に宮内庁に一括献上されたもので、歴博所蔵の田中本平田家史料はそれ以前に流出したものと考えられている。中世の出納職の史料性格を解明することは今後の課題である。

本科研で翻刻・分析した船橋清原家旧蔵史料は、局務や官務の上司である少納言をつとめた清原家に伝来した史料群である。寛永七年に平田職直が借用・書写した「清原御記」の原本がそっくりそのまま含まれており、室町・戦国期の歴代天皇による即位式にかかわる財政帳簿7冊を相伝していたことが判明した。これまで『讓即部類』と名づけられて古記録の部類記とされていたものの原本が発見されたことによって、実際には「即位下行帳」という朝廷行事用途の財政帳簿であることが判明した。今後両者の比較検討・史料批判がすすめば、『讓即部類』の史料群の由来が判明し史料の歴史的な性格を確定することができ、公家官制史研究や禁裏財政研究に寄与できるものといえよう。

しかも、田中本・船橋清原本と直接関連する禁裏財政帳簿群が歴博所蔵の広橋家旧蔵典籍古文書の中に存在することが判明した。たとえば「後土御門院御即位惣用帳」が広橋守光の自筆本として伝来している。これは後土御門天皇が寛正六年(一四六五)十二月の即位式をおこなったとき、大札伝奏万里小路冬房が作成した惣用方の財政方針二五か条を記したもので、永正十八年(一五二一)後柏原天皇の即位伝奏に就任した広橋守光がそれを書写したものである。巻末裏書に文龜元年(一五〇一)閏六月七日に撰津中務大輔元親本を行事官行賢が密々に見た事が記されている。田中本や舟橋清原本の文龜下行帳などを作成した関係者とまったく同一系統の帳簿群であることがわかる。

広橋家本には「永正度御即位両足請取」と題した請取状十二通が卷子本にまとめられている。これも永正十八年(一五二一)三月一七日から三月二十六日まで即位伝奏広橋守光が伝奏切符を發して惣奉行撰津親に命じて公方御倉から即位用途を支払わせたときの請取状十二通を原本のまま卷子本にして保存伝来したものである。永正八年越前段銭や永正十五年諸司注進につづいて永正十八年三月まで後柏原天皇の即位関係財政の支出が継続していたことがわかる。

この結果、歴博には田中穰氏旧蔵典籍古文

書の平田家史料、新収船橋清原家史料、広橋家旧蔵典籍古文書の中に、後土御門院と後柏原院の二代にわたって使用された「即位惣用帳」と「即位下行帳」という財政帳簿の原本が存在することになった。

後土御門院は寛正五年（一四六四）七月十九日に踐祚し、寛正六年十二月十二日即位由奉幣につづいて同年十二月二十七日即位式をおこなった。一年五ヶ月間の行事で即位伝奏万里小路冬房、惣奉行攝津之親、官務壬生晨照らが主要な担当者であった。後柏原院は明応九年（一五〇〇）十月二十五日に踐祚し、文亀元（一五〇一）年四月二十九日に即位定で即位伝奏町広光、惣奉行攝津元親、官務大宮時元などの陣容を決め、同年十月二十六日には丹後国段銭から礼服新調用途が支払われている（宣胤卿記）。しかし準備費用が不足し、永正八年（一五一一）には越前段銭から準備用途を支出し、永正十五年（一五一八）にも即位準備の必要経費を諸司に注進させ、これに官務時元が関与している。結局、二十二年間の準備期間を要して即位式をおこなったのは永正十八年（大永元・一五二一）三月二十二日であった。即位伝奏は広橋守光、惣奉行は撰津政親、官務壬生于恒に交替している。

即位財政帳簿のなかで寛正・文亀や永正十五年までのものはすべて官務大宮時元の自筆史料である。紙背文書にも当時の書状や請文・申状土代など二八〇通をこえる古文書がある。たとえば、年末詳十二月二十五日大宮時元書状は武家奉行人飯尾大和守にあてたものである。応仁の一乱以来蓬屋が朽損して預かっている官文書も私宅においているが困っている、知行地も有名無実である、官庫を私宅に取りたてるときは二三か国の反銭を付けるのが先例であるので、近江国中に反銭を懸けるよう守護人に命じてほしいと要請している。官務職にあることを口実に私宅に官庫を立てるため、近江国への反銭賦課を守護に命じるよう幕府奉行人に要請したのである。国政関与を利用して家政的利益を実現しようとしていたのであり、中世では国政と家政とが連動していた。

これらの史料群をめぐって今後の研究課題もあきらかになってきた。第一は、官務大宮時元が作成した史料群がなぜ少納言家の清原家に伝来したのか、これが問題である。大宮時元は明応二年（一四九三）に官長官である官務に就任して永正七年（一五二〇）四月に急死するまで官務の実権を掌握していた。この間、官務職を奪還しようとする小槻氏一門の壬生于恒と激烈な争いを展開しており、彼は、外記局の局務中原師富とともに「両局之輩」として上司である少納言清原三位入道宗賢の配下で業務を共同で執行していた。時元の女は大外記清原業賢（宣賢息）の妻になっており、永正十七年（一五三〇）正月に男子

を出産している（『聾盲記』）。大宮家は仕事の上でも姻戚関係においても同門の壬生家よりも、船橋清原家と親しい関係にあったことがわかる。時元死後、官務職は壬生小槻于恒に安堵されたが、後奈良天皇が踐祚すると、時元の子大宮伊治が官務職に返り咲くなど、両家の争いは激烈であった。しかし、伊治は大内氏に従い周防に下向・討死し、子孫は断絶し、近世官務家としては壬生家のみが存続することになった。今回、大宮家の史料群が舟橋清原家から出現したことによって、大宮家の家記類が一門の壬生家ではなく、姻戚関係にあった清原家に相伝された可能性が高いことが判明した。

第二は、禁裏と幕府の統合に関する新しい視点についてである。官務大宮・少納言清原家や即位伝奏の広橋家に伝来した「即位下行帳」や「即位惣用帳」はいずれも惣奉行攝津家の史料を書写したものであった。「即位下行帳」の奥書に「右下行帳寛正度惣奉行攝津修理大夫之親朝臣《自筆》所記置也、令借用中務大輔元親《今度之惣奉行》令書写者也 文亀元年八月廿八日 大都事花押」とあるように、幕府の武家奉行人撰津之親・元親父子のものを大都事＝大史である大宮時元が文亀元年（一五〇二）に書写したものであった。天皇即位という朝廷の財政帳簿が幕府奉行人撰津家によって作成され、それを朝廷方の官務関係者が借用・書写して行政執行に使用していたのである。

室町・戦国期の天皇制が衰退し、朝廷の財政は幕府に依存し幕府政所が管理していたというのがこれまでの通説である。しかし、それならなぜ官務時元や即位伝奏守光らがそれを書写し行政執行に使用し、船橋清原家が大切に相伝してきたのか説明できない。やはり幕府と朝廷の役人が一体となって同一の帳簿を共同利用しており、禁裏と幕府が統合して中世国家としての官僚機構や共同財政を組織し共同執行していたとみるべきものと考えられる。禁裏の財政帳簿群の資料研究は、禁裏と幕府の官僚機構の関係を問い直すことにも役立つであろう。

以下、個別的な研究成果をあげる。

（１）衰微した天皇の代表といわれ22年間即位式を執行できなかった後柏原天皇についての即位下行帳をはじめて発見・公開・分析し、中世禁裏の財政運営が幕府と禁裏との共同財政帳簿で運営されていた史実をあきらかにした。禁裏と室町殿の合議機関として、武家伝奏・惣用伝奏・儀式伝奏の合議や伝奏による奏事目録作成と天皇の仰せを儀式伝奏―武家伝奏―室町殿のルートで意見調整をしていた事実をあきらかにした。儀式伝奏の指揮下に武家方では惣奉行撰津氏のほか儀式奉行の飯尾・斎藤氏が任命されるとともに、公家方でも職事弁官の奉行として三条実興や官

務・局務の壬生・大宮・中原・清原らが任命されて中央行政執行機関として機能しており、伝奏奉書一惣奉行の下書一奉行連署奉書一公方御倉からの下行として国家財政の支払システムが機能していた。禁裏の公家奉行人と室町殿の武家奉行人らが一体となって共同で行政執行することによって惣用下行帳の管理・財政運営の執行・公方御倉からの財政支出を行っていたことをあきらかにした。

(2) 1501年後柏原天皇即位下行帳・文亀元年文書類聚・1511年即位下行帳・1518年即位諸司注進などの朝廷財政帳簿をはじめて翻刻・公開した。後柏原天皇の文亀元年・永正八年・永正十五年の三回におよぶ即位式準備の財政帳簿で、当時の官務であった大宮時元の自筆史料であり、姻戚関係にあった清原枝賢家に伝来したことをあきらかにした。主要な船橋清原家旧蔵資料はつぎのものであることをあきらかにした。

- H-1770-1 下請符集 1冊
- H-1770-2 即位神事(神事用途) 1冊
- H-1770-3 即位文書類集(即位下行帳1冊)
- H-1770-4 後柏原天皇即位下行帳(即位下行帳) 1冊
- H-1770-5 文亀元年文書類集(即位下行帳) 1冊
- H-1770-6 永正八年即位下行帳(即位下行帳) 1冊
- H-1770-7 永正十五年即位諸司注進(諸司注進) 1冊
- H-1770-8 清原頼業記 1冊
- H-1770-9 小槻兼治記(兼治讓位記) 1冊
- H-1770-10 代始和抄(讓位之事) 1冊
- H-1770-11 天正十四年後陽成天皇即位節次次第(御即位御讓位下行帳) 1冊
- H-1770-1 清原家伝(清家伝) 1冊

(3) 室町期中世禁裏の財政運営は、儀式伝奏と惣奉行・武家奉行人とが共同で惣用下行帳という共同の財政帳簿を通じて共同で執行運営していることをあきらかにした。禁裏の官務と室町殿の惣奉行とが共同で、惣用下行帳としての即位下行帳を作成して、予算帳簿をつくとともに、即位伝奏の発給する伝奏切符に、幕府の即位惣奉行撰津元親・政親による下書を書き加え、さらに武家奉行人飯尾・松田氏らの連署を書き加えた複合文書をつくることによって、公方御倉からの財政支出がおこなわれる財政運営の行政システムをあきらかにした。禁裏の財政帳簿は、下行帳という支払帳簿の形態をもっており、当事者が儀式用途を請求するための請取状を儀式伝奏に提出して伝奏切符をもらい、惣奉行人や幕府の奉行人連署の署判を受けて、公方御倉から支出してもらうという債務支払システムであったことを『中世の借金事情』(吉川弘文館二〇〇九)、『日本中世債務史の研究』(東京

大学出版会二〇一一)で公刊・公表した。

(4) 中世禁裏と神祇官の神祇伯・神祇大副兼伊勢祭主の関係を調査するため、伊勢神宮・中須大隆寺跡・度会家行関係資料の調査を行った。丹波篠山・但馬城崎温泉寺の荘園遺構調査を実施した。禁裏御料所の丹波国今安保・桐野河内郷・佐伯荘・氷所保などの荘園遺構調査を実施した。丹波国今安保・佐伯・氷所保の禁裏御料荘園調査の成果を「街道と宿場以前の中世の旅」として、丹波陶磁の学術交流誌『紫明』に公開することができた。儀式伝奏甘露寺親長と武家伝奏廣橋綱光との儀式史料である『義政公院司拝賀雑事文書』調査・研究の成果の一部を国際日本文化研究センターでの共同研究『日記の総合的研究』(2010・7・17)で報告した。

(5) 禁裏と室町殿との共同儀礼として仏教法会が実施されており、その実態についての歴博関係史料の紹介と分析を行い『史実中世仏教第1巻』(興山社)で刊行した。禁裏と室町殿の共同による仏教法会について「中世禁裏の宸筆御八講をめぐる諸問題と『久安四年宸筆御八講記』」『国立歴史民俗博物館研究報告』160集(2010・12 pp207-221)を公表した。国人高梨氏と守護大名上杉氏による禁裏修造用途の調進や、禁裏采女料の調進などについて、その研究成果を『高井地方の中世史』(須坂市立博物館刊行)として九月に公刊することができた。

(6) 後柏原天皇の即位式は、文亀元年(1501)に即位段銭も21カ国に不可され、そのうち但馬・丹後・越後・因幡の四カ国の段銭が公方御倉に納入され、そこから即位式のための高御座修理・禁裏御門修理・内侍所用途の調達・天皇の御服・冠修理・公卿らの御服などの用途が支出されていた。しかし、管領細川政元と内衆との内戦が激化したことから、細川の守護をつとめる諸国段銭の納入が遅れ、即位式用途不足として、即位式が延引された。その後、将軍職をめぐる義澄と義尹との内戦の激化で、永正八年の即位式準備も自然延期になった。永正十五年(一五一八)にふたたび、即位式準備が幕府によって提起されたが、官務大宮時元が永正十七年(一五二〇)に急死したため、その後の関係史料は残っていない。結局、このときの即位式準備が基礎になって永正十八年(大永元年)三月二二日に後柏原天皇の即位式が22年ぶりに実現した。その歴史的経過をあきらかにした。

(7) 禁裏の地下官人と幕府の武家奉行人との共同による行政執行の実態を解明した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

- ①井原今朝男「街道と宿場以前の中世の旅」(『紫明』28 2011) pp2-8 査読無
- ②井原今朝男「中世禁裏の宸筆御八講をめぐる諸問題と久安四年宸筆御八講記」(『国立歴史民俗博物館研究報告』160 2010) pp207-221 査読有
- ③井原今朝男「日本中世における城と領主権力の二面性」(小島道裕編『武士と騎士』思文閣出版 2010) pp201-224 査読無
- ④井原今朝男「中世における触穢と精進法をめぐる天皇と民衆知」(『国立歴史民俗博物館研究報告』157 2010) pp213-247 査読有
- ⑤井原今朝男「地域史の研究と市河文書」(『長野県立歴史館研究紀要』16号2010・3) pp1-12 査読有
- ⑥「室町将軍足利義政と井上・須田・高梨氏の一門評定—高井地方の中世史4—」(『須高』70 2010・4 pp1-32) 査読有
- ⑦井原今朝男「公家史料にみる外記の宣旨発給と吉良満義の信州発向」(『信濃』61-12 2009) pp1-18 査読有
- ⑧井原今朝男「甘露寺親長の儀式伝奏と別記『伝奏記』の作成」(吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典文化』塙書房 2009) pp213-274 査読無

〔学会発表〕(計3件)

- ①井原今朝男「中世紙の紙繰り・付箋等の年代分析について」国立歴史民俗博物館高精度年代論 2012/3/15
- ②井原今朝男「室町期における公家の参上作法と邸宅の位置」国立歴史民俗博物館 2011/4/20
- ③井原今朝男「日記にあらざる古記録」国際日本文化研究センター2010/7/17

〔図書〕(計4件)

- ①井原今朝男『日本中世債務史の研究』東京大学出版会 2011 pp1-422
- ②井原今朝男『高井地方の中世史』須坂市立博物館 2011 pp1-291
- ③井原今朝男『史実中世仏教I』興山社 2011 pp1-397
- ④井原今朝男『NHK教育TV知る楽 歴史は眠らない ニッポン借金事情』日本放送種パン協会 2009 pp1-94

〔その他〕

ホームページ等

- ①NHKTV 番組放映権
2010/1/7 知る楽選ニッポン借金事情
2010/1/28 知る楽選ニッポン借金事情
- ②NHK 教育TV 番組放映権
2009/10/6 「借金は社会の潤滑油」10/13 「借金も財産のうち」10/20 「借り手保護から貸し

手保護へ」10/27 「貸し手優位の時代」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井原 今朝男 (IHARA KESAO)
国立歴史民俗博物館・研究部・教授
研究者番号：20311136